

紙芝居「よふかしおにとはやねちゃん」利用許諾要領

平成21年12月22日

平成26年8月25日

一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、紙芝居「よふかしおにとはやねちゃん」(以下「紙芝居」という。)の「早寝早起き朝ごはん」国民運動の普及啓発に資する利用に係る紙芝居の著作者である有限会社やなせスタジオ(以下「スタジオ」という。)の委任を受けて「早寝早起き朝ごはん」全国協議会(以下「全国協議会」という。)が行う著作権法第63条の規定による利用の許諾に関し、必要な事項を定めるものとする。

(制作目的)

第2条 子どもたちに親しみやすいキャラクターを用いてわかりやすく早寝することの重要性を伝えることにより、子どもの基本的な生活習慣の定着を図るためにスタジオのご協力により紙芝居を制作した。

(利用申請及び承認等)

第3条 紙芝居を利用しようとする者は、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会ホームページにおいて、この要領に同意し、次の事項を全国協議会にメールにて提出しなければならない。

- (1) 所属先
- (2) 名前
- (3) 住所
- (4) 電話番号
- (5) データ送付用メールアドレス
- (6) 使用目的

- 2 許諾要領への同意の意思及び必要事項を全国協議会に提出し承認された場合に限り、全国協議会より紙芝居のデータが送信されるものとする。
- 3 提出された個人情報については、紙芝居の適正利用の確保及び利用状況の把握にのみ使用する。

(利用の条件)

第4条 紙芝居は、子どもの基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させるとともに、地域全体で家庭の教育力を支える社会的機運の醸成を図るという「早寝早起き朝ごはん」国民運動の趣旨に反しない場合に利用することができる。

(営利活動を行う者の利用申請等)

第5条 前条の条件を満たし、かつ、営利活動を行う者(放送事業者を含む。)が紙芝居を利用する場合は、第3条の規定に関わらず全国協議会とあらかじめ利用目的等について協議し、全国協議会は協議内容をスタジオに報告する。

2 前項の報告を受け、スタジオは、当該営利活動を行う者との直接交渉により利用の可否を決定するものとする。

(禁止行為)

第6条 次の行為は禁止する。

- 1 申請した目的以外に利用すること。
- 2 法令及び公序良俗に反すると認められる利用をすること。
- 3 「早寝早起き朝ごはん」国民運動に関わらない募金活動に関連付けて利用をすること。
- 4 虚偽の申請による利用をすること。
- 5 加工編集すること。
- 6 販売すること。
- 7 その他利用の条件に反すると認められる利用をすること。

(不適切な利用に対する措置)

第7条 利用者がこの要領を遵守せず、不適切な利用をした場合には、次の措置を講じる。

- 1 是正のための改善要求
- 2 使用許諾の取消し
- 3 氏名又は名称の公表
- 4 訴訟

(利用料)

第8条 第3条の規定に基づき利用申請を行う者は、紙芝居を無償で利用することができる。

附則

この要領は、平成21年12月22日から施行する。

附則

この要領は、平成26年8月25日から施行する。